

地域住民に身近な気候変動適応策提案業務 仕様書

1 業務名称

地域住民に身近な気候変動適応策提案業務

2 目的

那須塩原市ではこれまで、「市民参加による気候変動情報収集・分析業務」や「気候変動リスク分析事業」を実施し、市内で生じている気候変動影響の調査分析を行った。

今後は、その分析結果に対し、効果的な適応策を実践し、そのリスクの回避・軽減につなげる必要がある。

また、適応策の効果を最大限発揮するためには、適応策の実践だけではなく、地域住民の理解も必要不可欠であることから、気候変動リスクや適応策についての住民理解の促進を図る。

なお、本業務は、那須地域定住自立圏形成協定¹に基づき推進する事業として実施することとする。

3 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の（１）から（３）を実施すること。

（１）地域住民に身近な気候変動適応策提案

これまで市が実施した分析調査結果や庁内関係課や関係団体へのヒアリングにより、気候変動による影響や対策への課題などを整理し、その結果をもとに、市民や事業者、庁内関係課が実施できる効果的な適応策を提案する。

なお、庁内関係課が実施する適応策については、令和6年度から実施することを想定するため、実施に当たっての手法や費用等を令和5年9月中に示すこと。

（２）気候変動リスクの理解促進

（１）で整理した気候変動のリスクや適応策について、市民に対しわかりやすく提示し、理解を深めるための普及促進ツールを作成する。

（３）業務報告書の作成

本業務で実施した内容を事業実施報告書として取りまとめる。

4 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月22日まで

¹<https://www.city.nasushiobara.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuseisakuka/shinosei/sakutokeikaku/1/4/1/index.html>

5 履行場所

那須塩原市気候変動対策課 ほか

6 成果物

- (1) 事業実施報告書 5部
- (2) 普及啓発ツール（リーフレット、動画等）
- (3) 上記（1）（2）の電子データを保存したDVD-R 5枚

7 支払条件 精算払

8 その他

- (1) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。
- (2) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (3) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (4) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。